選挙運動用自動車運転契約書

※印紙不要

　根室市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （以下「乙」という。）は、甲は使用する公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４１条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　　日間

２　契約金額　　　　金　　　　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）３　運転する自動車の車種及び登録番号

４　請求及び支払

　　この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年根室市条例２６号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

５．その他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　根室市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印